

独立行政法人日本貿易振興機構 第二期中期計画

平成19年4月1日

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人日本貿易振興機構 第二期中期計画 目次

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
(1) 効率化目標の設定及び総人件費改革	1
(2) 費用対効果の分析への取組み	1
(3) 柔軟かつ機動的な組織運営	1
(4) 民間委託（外部委託）の拡大	2
(5) 随意契約の見直し	2
(6) 資産の有効活用等に係る見直し	2
(7) 情報化	3
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	3
(1) 対日投資拡大	5
(2) 我が国中小企業等の国際ビジネス支援	6
(イ) 輸出促進	6
(ロ) 在外企業支援	7
(ハ) 国際的企業連携支援	7
(3) 開発途上国との貿易取引拡大	8
(4) 調査・研究等	9
(イ) 調査・研究	9
(ロ) 情報発信	10
(ハ) 貿易投資相談	11
3. 財務内容の改善に関する事項	11
(1) 自己収入拡大への取組み	11
(2) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	12
4. 予算、収支計画及び資金計画	12
5. 短期借入金の限度額	12
6. 重要な財産の処分等に関する計画	12
7. 剰余金の使途	13
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	13
(1) 施設・設備に関する計画	13
(2) 人事に関する計画	13
別添 ○予算計画	14
○収支計画	15
○資金計画	16

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

組織として、PDCAサイクルに基づく業務改善、サービス利用者の不満・クレームの業務改善への活用、サービス非利用者へのアプローチを通じた業務改善と利用者の拡大等を図りながら、以下の取組みを進めていく。

(1) 効率化目標の設定及び総人件費改革

運営費交付金を充当して行う業務については、第二期中期目標期間中、一般管理費について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行うとともに、業務経費について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行うものとする。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う業務についても、翌年度から年1%程度の効率化を図るものとする。また、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。更に、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 費用対効果の分析への取組み

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開に繋げる。

(3) 柔軟かつ機動的な組織運営

本部及びアジア経済研究所（以下「研究所」という）、国内事務所、海外事務所間における、情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努める。

組織のあり方について、柔軟に変更可能な独立行政法人の制度趣旨を活かし、より事業の効率的実施が可能な組織設計を行う。研究所の有する能力を最大限発揮するため、種々の研究課題に柔軟に対応する。また、研究者を地域別、分野別にグループ分けし、途上国を巡る諸問題について情報共有を推進し、研究者の共通認識を高める。

貿易情報センターについては、事務所ごとの業務実績、事務所が存置する地方自治体からの負担金の在り方等を踏まえ、負担割合の適正化や事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組むつつ、国内の機能・体制の見直しを進めることとし、効率性及び機動性をより高める。特に、第二期中期目標期間中は、事務所の人員配置や運営手法などについて、地方自治体等と協議をすすめてつつ、見直しを行う。

海外事務所については、第二期中期目標期間においても、事務所ごとの業務実績等を踏まえ、第一期中期目標期間に引き続き配置を適切に行うための目標を設定の上、事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組むとともに、日本貿易振興機構（以下「機構」という）が実施する重点事業分野における企業のニーズおよび政策的要請に十分対応できるよう引き続き再配置を検討する。特に、第二期中期目標期間中は、新興経済諸国を中心にネットワーク展開を検討していく。

（４）民間委託（外部委託）の拡大

人事・給与等、物品調達などの各業務については、情報システムの統一化などを進めるとともに、積極的に外部委託を図る。

「民間でできることは民間に」という原則を基本として、実施している事務・事業について、民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。

（５）随意契約の見直し

国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

（６）資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する研修施設等について、一般利用への開放等により、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行う。

(7) 情報化

- ① 利用者の利便性向上のため、ウェブサイトの画面構成の向上等を進める。
- ② 各種データベースについては、利用者の利用状況の把握・分析や利用者の意見を踏まえ、その内容を更に充実させる。
- ③ 内部の管理業務等については、作業の効率化や業務における部署間の連携が円滑に行われるよう体系的整理を行い、改善を図る。
- ④ 業務・システムの最適化を計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づき、継続的に実施する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構は、これまで半世紀にわたり、各時代の重点的な通商・貿易政策上の課題に対応しつつ、一貫して我が国の貿易投資振興策の実行を担う組織として機能してきている。この機能を果たすため、機構が組織として保有している特徴のある強み（コア・コンピテンス）は次の3点である。

- 非営利の中立的機関（民間企業にも近く、政府にも近い）として、高い信頼性を有していること、及び機動性と柔軟性をもった事業展開が可能。
 - ・機構は、その非営利性や信頼性に基づき、我が国通商政策を担う機関として、時代の要請を満たす事業を実施してきている。具体的には、1960年代の「輸出振興」、1980年代から90年代にかけての「輸入促進」、第一期中期目標期間中の「対日投資促進」、「中小企業等の輸出促進」等を中核事業として実施してきている。
 - ・その際、機構は、政府から独立した法人格を有しているため、法人の判断において必要なプロジェクトを機動的かつ柔軟に実行してきている。
- 貿易投資の振興に必要な事業、調査・研究及び開発途上国の経済研究に有用な有形・無形のネットワークを有していること。
 - ・機構は、広範な海外ネットワーク等を活用することで、広く海外情報を収集し、より総合的・多面的な情報や提言にまとめて政府・民間企業に提供するとともに、海外への有識者等への情報発信をすることが可能。
 - ・また、国内に設置している貿易情報センターは、我が国の地域における世界への窓口としての機能を有し、地域の有望企業や製品の発掘と海外展開支援、自治体による地

域産業の振興支援等に対応可能。

- 過去半世紀にわたり蓄積された知見とノウハウを十分に活用し、事業の遂行、調査・研究が可能なこと。
 - ・ 機構には、国際博覧会や海外での大型展示会、逆見本市の開催を始めとした各種のイベント型事業（商談会、シンポジウム、セミナー、研修生・要人の招へい等）を国内外で実施するために必要となる多種多様なノウハウや、そのノウハウを持つ人材が蓄積。
 - ・ 開発途上国研究については、アジア地域等開発途上国研究に関する人材、知見、ノウハウが蓄積されており、基礎的・総合的研究を行うことが可能である。こうした研究の知見を活かし、貿易投資振興事業に寄与する研究や我が国政府・産業界や相手国政府等に対して政策提言などが可能。

機構はこれらの強みを生かしながら、通商・貿易動向及び国としての政策ニーズや、業務の効率的な実施の必要性を踏まえつつ、対日投資、中小企業等の国際ビジネス支援、途上国との貿易取引拡大に直接的に資する業務に重点化し、それら業務を効果的に実施するための調査・研究や情報発信・提供・貿易投資相談といった業務を行う。

また、通商・貿易に係る政策ニーズは急速な動きを伴うことも予想されることから、年度計画の策定など事業の方針を決めるにあたっては、機構は政策当局との意見交換など密接に連携・調整して業務を実施する。加えて、業務の実施にあたっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。

その際、限られた資源を有効に活用するという観点から、重点化するそれぞれの業務に対応する明確なアウトカム指標を設定し、PDCAサイクルに基づき業務の改善・効率化に取り組む。

なお、機構のコア・コンピテンスとの関係を踏まえつつ、費用対効果の分析への取組み等を通じ、以下の措置を含め各種事務・事業の廃止等に努めるものとする。

➤ 先進国からの輸入促進事業

先進国からの「輸入促進事業」については、我が国の貿易収支不均衡の是正という観点から実施してきたものであり、第一期中期目標期間中にも徐々に廃止してきているが、すでに所期の目的を果たし、政策的な必要性が低下したと判断されることから、第二期中期目標期間においては実施しない。

➤ 産油・産ガス国協力モデル事業及び産油国研修事業

機構のコア・コンピテンスとの関係を踏まえ、廃止するものとする。

- 国際インターンシップ支援事業
他にも類似のインターンシップ支援を実施している団体があること等を踏まえ、廃止するものとする。

- ビジネス日本語能力テスト事業
第二期中期目標期間中のできるだけ早期に、機構の事業としては廃止し、民間の実施主体へ移管するものとする。

- 貿易アドバイザー試験事業
第二期中期目標期間中のできるだけ早期に、機構の事業としては、廃止するものとし、併せて、民間の実施主体への移管の可能性を早急に調査し、移管等の措置を講ずるものとする。

- その他各種事業
地域活性化シンポジウム開催事業、タイ地場産品デザイナー育成支援事業、特定物資技術動向等調査、見本市・展示会講座については、第二期中期目標期間中において廃止することを検討する。アジア・ビジネス・インキュベーション協会事務局機能については、第二期中期目標期間中のできるだけ早期に、機構の事業としては廃止し、民間の実施主体へ移管するものとする。

また、これ以外の各種事務・事業についても一層の精査を行うものとする。

(1) 対日投資拡大

対日直接投資の促進については、「平成22年までに対GDP比倍増となる5%程度」という政府の新目標を踏まえ、新しい技術や革新的な経営をもたらすことで日本経済の活性化に資するため、対日直接投資促進の中核機関として、案件発掘・支援および広報活動を強力に推進する。従来の新規案件発掘・支援に加え、進展していない既存案件のフォローアップによる追加支援及び進出した外資系企業の定着・二次投資促進等の進出後の支援を合わせて、対日投資案件発掘・支援件数を年平均1,200件以上とする。

対日投資の地方誘致は、「対日直接投資促進自治体フォーラム」等を通じ、各知事・市長も強く要請しているもので、日本経済にとって極めて重要である。そのために、地方の産業集積、有望企業、優遇措置等についての情報発信を行うほか、招へい事業等を通じて積極的に投資関心企業を地方に誘導し、地域の外国企業誘致活動を支援していく。また、対日投資ビジネスサポートセンターの運営について、入居充足率や費用対効果等を踏まえ、あらゆる観点からその在り方について見直しを行う。

こうした活動により、新しいビジネスモデルの導入等我が国経済の活性化につながる対日

投資案件の発掘・誘致、地方自治体等の対日投資誘致活動への貢献、我が国の投資環境のPR等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(2) 我が国中小企業等の国際ビジネス支援

世界経済のグローバル化が急速に進展していく中、我が国企業が海外市場を最大限活用し、国際収支の黒字の維持や国富を増大させるため、輸出促進、在外企業支援、国際的企業連携支援など各種取組みを行う。

特に、輸出促進関連事業、国際的企業連携支援関連事業等においては、分野を重点化することにより効率化を図り、それぞれの分野ごとに、我が国あるいは国民に対する効果に着目した明確なアウトカム指標を設定することとし、「ジャパnbrand」の発信等による、付加価値の高い商品輸出の支援や食品・農水産品の輸出支援などに取組むものとし、具体的には以下の取組みを行う。

(イ) 輸出促進

現下の経済状況及び経済連携協定の広がりにより鑑みれば、我が国経済を海外市場の活用により活性化させるとの観点から、中小企業等の輸出支援は極めて重要である。

国内生産拠点の海外シフト等に伴い、国際展開が急務となっている機械・機器・部品分野はもとより、近隣国の所得水準が高まり我が国の産品・サービスへの商機が拓ける中で、国内各地域の繊維（ファッション等）、食品・農水産品、デザイン（地域伝統産品等）、コンテンツなど、これまで内需に依存してきた商品についても競争力があるものについては、輸出支援を強力に推進し、国の政策に貢献する。また、現在、主要国を中心に「Cool Japan（格好良い日本）」の概念が注目を受けていることから「日本ブランド」の発信に努め、付加価値の高い商品の輸出支援を行う。このため、貿易投資相談、商談支援、情報収集・提供等の体制を強化・効率化し、総合的に支援する。

さらに、市場開拓の可能性が高い新興国市場についても、販路開拓を支援するべく各種事業を実施する。

これらを踏まえて、日本ブランドの海外市場における認知度の向上、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取組み事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、全体として年平均25,000件以上の商談を提供し、重点分野別の商談件数についても各年度の年度計画において具体的な目標値を明示してその達成を図る。さらに、輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(ロ) 在外企業支援

我が国経済の持続的成長・産業競争力強化のためには、グローバルな経済活動を志向する我が国企業に対するサポート、経済連携の推進を通じた現地日系企業のメリット拡大などが必要とされている。このため、以下のような事業を総合的に推進する体制を整備し、我が国企業の海外活動を強力にサポートしていく。

- ① 海外展開を検討する我が国企業に必要な各国の投資・ビジネス情報、個別企業ニーズに合致した支援をタイムリーに提供し、企業のスムーズな現地進出を支援する。
- ② 現地日系企業のグローバルな経済活動を支援するため、現地日系企業ニーズに応じ、現地制度・ビジネス情報、経済連携情報、第三国／経済圏に関する情報提供や競争力向上のためのビジネスチャンス創出を目指す情報・機会提供を行う。
- ③ 現地法制度・インフラ等の現地ビジネス環境の未整備により現地日系企業が抱える問題を集約し、現地政府や日本政府へ提言することによって現地のビジネス環境整備に資する事業を行う。特に、中国など東アジアでは知的財産侵害問題が深刻となっているが、さらに近年、中国製の模倣品が世界各国へと拡散しているため、これまで以上に米国や欧州との連携を強化し、知的財産保護活動の実効を高めていく。また、これまで知的財産問題に十分対応できていなかった我が国中小企業に対する支援を強化すべく、企業の個別ニーズに応じたサービスを提供していく。

支援にあたっては、我が国企業の進出が著しいまたは今後の急速な進出が見込まれる東アジア地域、及び今後成長市場と考えられる地域を重点地域として定める。また、我が国企業の対象国での活動内容や対象国の経済発展段階を考慮し、我が国企業がビジネスを行う上での課題に即した支援を行っていく。

こうした活動により、我が国企業の海外における知的財産権の保護、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、在外企業支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(ハ) 国際的企業連携支援

我が国経済及び産業の持続的成長を支えるためには、イノベーションを促進し、次世代を担う新産業の創出・強化を進める必要がある。しかしながら、そのために必要な技術開発は

高度化かつ複雑化する一方で、成果実現のスピードも同時に求められている。そのため、1国1企業単独の活動では限界があり、国際競争力を高めるためにも、国境を越えたビジネスアライアンスの形成が不可欠となっている。特に人材、組織などが十分でない中小企業等に、国際的なビジネスアライアンスの機会を提供するために、機構の海外ネットワークの活用を通じて、諸外国における優れた科学技術・産業技術情報等の収集やその発信を行う。また、政府の施策を踏まえ、バイオテクノロジーやIT、ロボットなど新産業分野等における国際間のビジネス連携の機会を提供する。

また地域においては、産学官のネットワークを構築して、新事業・新産業が生まれるようなイノベティブな事業環境を整備することを目的とした産業クラスターの形成が進んでいるが、それら産業クラスターにおける具体的な成果実現のためには、海外クラスターとの連携も必要である。そのため、機構の内外ネットワークを活用し、各クラスター形成の中核機関とともに、海外企業との連携案件の発掘、技術交流などを行う。

さらに、将来的な我が国企業の国際連携に結び付けるべく、我が国企業が保有する独自技術の世界市場への展開を支援する。

こうした活動により、年平均3,500件以上の商談を提供するとともに、次世代産業や技術に関する我が国企業と海外企業とのアライアンスの形成、地域産業の国際交流による地域の活性化等の具体的なアウトカムの実現を図る。さらに、国際的企業連携支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(3) 開発途上国との貿易取引拡大

資源を持たない貿易立国である我が国の持続的発展のためには、世界経済が調和のとれた発展を持続し、開発途上国の自律的で持続的な経済成長を実現することが必要不可欠である。開発途上国の経済厚生を高めるためには、貧困削減や人道支援だけでなく、貿易投資による世界経済との関係深化が重要であり、WTOドーハ開発ラウンドでも、「貿易を通じた開発達成」が唱えられている。

機構においては、貿易・投資振興を通じて得たノウハウを活用し、開発途上国の経済を世界・日本市場に繋げることを目的に事業を実施する。また、東アジア等のEPAの締結が進んでいる国とは、産業高度化を通じ、両国の連携強化を行うことを目的とする事業を実施する。

具体的には、開発途上国の産業育成及び東アジア等との経済連携促進のための制度整備・運用等に資する事業を多面的に展開し、日本と開発途上国双方にメリットをもたらす実効モデルの構築を目指す。

その時々国際政治及び経済の動向を反映した政策ニーズに基づく事業を機動的に実施し、その成果を検証するため、各年度の年度計画において、各事業の特性に合った目標を明示してその達成を図る。合わせて、支援対象国の輸出産業の成長、東アジア等における経済制度

の整備・運用改善等の具体的なアウトカムの実現を図る。

事業の実施に際しては、相手国の自助努力を踏まえつつ、対象となる開発途上国の産業レベルや我が国企業の集積度、日本経済や日本政府のニーズを総合的に分析し、各国に最適な事業を編成する。

(4) 調査・研究等

(イ) 調査・研究

機構は政府と民間双方に足場を置き、70を超える広範な海外ネットワークを持ち迅速な情報収集を行う「総合的調査・研究機関」として高い信頼性を得ている。我が国企業の経営のグローバル化、我が国企業の進出が著しい東アジアなど開発途上国や新興国の経済発展に鑑み、以下の調査・研究を重点的に行うものとする。

- ① 我が国企業の事業活動や経営判断に直接役立つ調査・研究
- ② FTA(自由貿易協定)、EPA(経済連携協定)等によって形成される広域経済圏に関する調査・研究
- ③ 開発途上国に関する基礎的・総合的・学術的な調査・研究

こうした調査・研究を通じて、FTA・EPA、WTOの推進など我が国の通商政策に寄与するとともに、我が国政府・産業界や相手国政府等に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言等を行う。さらに調査・研究の成果を機構全体の事業に反映させる。

本部は、海外事務所のネットワークや現地人脈を通じて迅速・機動的な情報収集を行い、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向を的確に調査・分析する。こうした調査・分析を通じて、「経済成長戦略大綱」「新経済成長戦略」「グローバル経済戦略」等国の政策遂行に寄与し、その政策遂行のベースとなる我が国企業の国際事業展開に貢献することに重点を置く。

本部の実施する調査・研究結果は、定期刊行物等を通じて普及させ、民間分野の調査での活用を促し、同調査との連携、相互補完を図る。定期刊行物の購読者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

研究所は、開発途上国・地域に固有の一次資料・情報等に基づき、研究者の「集積」を活

かした多様な視点、手法により開発途上国に関する基礎的・総合的・学術的研究を実施し、世界水準の研究を追求する。

第二期中期目標期間においては、中国、インド、東アジアにおける地域統合、貧困削減と開発戦略を重点研究分野とするほか、開発途上国・地域が直面している様々な課題についての基礎研究を引き続き実施する。これらの研究成果については、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上を確保する。

さらに、東アジア全域を視野に入れた、長期的な地域経済と地域連携のあり方に関する政策的な研究を行う拠点として、我が国政府が推進する「東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）」設立構想に協力し、アジア諸国との共同研究等を実施する。

調査・研究成果を国民に広く還元するという観点から、出版、セミナー、ウェブサイト、映像、面談等を通じて、政策決定権者、企業関係者、有識者、学界など各層のニーズ・特性に応じて成果の普及を図っていく。セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。ウェブサイト（ジェットロ海外情報ファイル）へのアクセス件数（ページビュー）は、年平均800万件以上とする。研究所については、アクセス件数（ページビュー）を年平均600万件以上、論文のダウンロード数を年平均130万件以上とする。

研究所図書館については、紙媒体を中心とした図書資料の収集、整備と、電子媒体による資料・情報の収集、整備、提供を総合的に行う図書館を目指し、第二期中期目標終了年度において年間4万冊以上の資料利用冊数とする。また、研究所の有する途上国研究の蓄積を活かし、経済開発・社会開発に寄与する専門家を育成する。これらの事業の利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。この他、内外の研究者との研究交流を積極的に実施することにより、途上国研究ネットワーク強化に努める。

なお、通商政策や経済協力政策の立案に貢献すべく、政策官庁等に対してタイムリーに調査・研究成果を提供することとし、あわせて、国の政策に必要な情報提供については、可能な限りこれに協力する。

（ロ）情報発信

機構は諸外国においても政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用して、諸外国の政策決定権者、専門家、学界、産業界等に幅広い人脈を形成し、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージをセミナー・シンポジウムの開催、情報誌、ウェブサイト、専門家対話、要人との会談、展示会等のあらゆる機会を通じて発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。

また、平成20年サラゴサ国際博覧会(スペイン)、平成22年上海国際博覧会(中国)など国際博覧会への日本政府参加(ナショナルプロジェクト)を積極的に支援することで、上記同様のメッセージを発信していく。

これらの事業については、セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(ハ) 貿易投資相談

国内外における我が国企業等からの貿易投資の相談については、制度・市場情報等の一層の整備・蓄積を図り、公平性や信頼性を保持しつつ、企業の個別ニーズに合致した的確な対応を行うことにより、我が国企業の個別ビジネスへの貢献等の具体的なアウトカムの実現を図る。また、世界の成長センターとして企業の高い関心を集めている東アジアを中心に外部の専門家の配置を含めた個別ビジネス支援のための体制整備等を引き続き行う。加えて、貿易関連人材の育成のため、「貿易実務オンライン講座」を提供し、各年度4,440人以上の受講者数を確保する。

お客様の最前線であるビジネスライブラリーは、我が国企業の国際ビジネス展開に役立つ資料の収集・提供のほか、対日投資を計画する外国企業等のニーズを反映した資料収集・提供を行う。

これらの事業を通じて、サービスの利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

3. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。その他、以下の取組みを行う。

(1) 自己収入拡大への取組み

第一期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取組んできたところであるが、一般の行政改革の主旨を踏まえ、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定のうえ、第一期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取組むこととする。

具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、例えば、対日投資ビジネ

スサポートセンターの運営、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。また、地域における国際的企業連携支援事業（地域間交流支援（RIT）事業）についても、事業実施主体の費用負担の増加を図る。また、地方自治体、民間企業等から委託事業の受託の要請があった場合、機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が高く評価された結果と考えられるため、機構の事業領域に直接的に適合する内容であれば、積極的に受託を検討する。また、中央諸官庁が公募等により事業者を決定する委託事業については、事業の内容が機構の事業領域に直接的に適合しており、保有する各種のリソースの有効かつ効率的な活用を通じて社会貢献が可能と判断される場合には公募等に応じる。

（２）決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

4. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

5. 短期借入金の限度額

6, 677百万円

（理由）運営費交付金及び補助金の受入れが最大3か月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3か月分を短期借入金の限度額とする。

6. 重要な財産の処分等に関する計画

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の廃止、地元自治体との協議等を踏まえ、以下の財産の処分を行う。

大阪りんくう FAZ 支援センター（大阪府泉佐野市りんくう往来北1丁目）
境港 FAZ 支援センター（鳥取県境港市竹内団地）

7. 剰余金の使途

- ・ 職員教育の充実
- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（1）施設・設備に関する計画

なし。

（2）人事に関する計画

➤ 職員の専門性の更なる向上

第一期中期計画で再構築した研修制度を活用し、若手職員への語学、貿易・投資実務、財務・会計等の基礎知識の習得を徹底する。また、特定の地域・国、さらに貿易・投資、経理・財務等業務別の専門家・実務家育成に繋げる。

研究職員については、博士号取得を支援するとともに、現地語研修、海外研究員派遣等を通じて、学問的な知見の蓄積のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。

（参考1）

- ・ 期初の常勤職員数 1, 686人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 期初と同程度の範囲内で、人件費5%削減計画を踏まえ弾力的に対応する。

※任期付職員に限り必要最小限の人員の追加がありうる。

（参考2）

- ・ 中期目標期間中の人件費総額見込み 65, 103百万円
- ・ 中期目標期間を越える債務負担 なし
- ・ 積立金の使途 なし

○予算（平成19～22年度）

（単位：百万円）

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金収入	94,220
国庫補助金収入	9,178
受託収入	35,129
うち国からの受託収入	32,234
うちその他からの受託収入	2,895
業務収入	14,234
その他の収入	1,245
計	154,006

（単位：百万円）

区 別	金 額
支 出	
業務経費	112,039
受託経費	32,967
一般管理費	9,000
計	154,006

[人件費の見積り]

期間中総額65,103百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当、在勤手当、諸支出金及び現地採用者給与等に相当する範囲の費用である。

[退職給付債務財源の考え方]

退職一時金については、運営費交付金を財源とする。年金債務及び厚生年金年金積立不足解消のための財源は、運営費交付金によって措置することとする。

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

○収支計画（平成19～22年度）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	154,558
経常費用	154,513
業務経費	110,838
受託業務費	32,966
一般管理費	8,849
減価償却費	1,860
財務費用	44
臨時損失	0
収益の部	154,615
運営費交付金収益	93,628
国庫補助金収入	9,178
国からの受託収入	32,234
その他からの受託収入	2,895
業務収入	14,234
その他の収入	538
資産見返負債戻入	1,201
財務収益	707
臨時収益	0
純利益	57
目的積立金取崩額	0
総利益	57

[注] 減価償却費の算出にあたっては、特殊法人において出資金及び自己財源で取得した償却資産（貸借対照表上に見返り補助金を計上していない資産）は、全て特定償却資産に指定されている。

○資金計画（平成19～22年度）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	179,751
業務活動による支出	152,698
業務経費	110,870
受託業務費	32,966
その他の支出	8,862
投資活動による支出	10,997
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	597
有価証券の取得による支出	10,400
財務活動による支出	711
次期中期計画期間への繰越金	15,345
資金収入	179,751
業務活動による収入	153,299
運営費交付金による収入	94,220
国庫補助金による収入	9,178
国からの受託収入	32,234
その他からの受託収入	2,895
業務収入	14,234
その他の収入	538
投資活動による収入	4,024
財務活動による収入	707
前年度よりの繰越金	21,721

運営費交付金算定ルール

平成 19 年度から平成 22 年度までの各事業年度における運営費交付金(G)については、次の数式により算出する。

$$G_{(i)} = A_{(i)} \times \alpha + B_{(i)} \times \beta + C_{(i)} \times \gamma + D_{(i)} \times \beta \pm X + \lambda - \text{自己収入}$$

$G_{(i)}$: 当該事業年度の運営費交付金

$A_{(i)}$: 当該事業年度の一般管理費物件費

$B_{(i)}$: 当該事業年度の一般管理費人件費

$C_{(i)}$: 当該事業年度の業務経費物件費

$D_{(i)}$: 当該事業年度の業務経費人件費

α : 一般管理費物件費効率化係数

β : 一般管理費人件費・業務経費人件費効率化係数

γ : 業務経費物件費効率化係数

X : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し決定する経費

λ : 当該事業年度の退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される各事業年度の退職手当額

i : 当該事業年度

(1) 一般管理費

各事業年度の一般管理費物件費(A)、一般管理費人件費(B)は、以下の式により決定する。

$A_{(i)}$: 当該事業年度における一般管理費物件費で次の式により算出する。

$$A_{(i)} = A_{(i-1)} \times \sigma$$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

$B_{(i)}$: 当該事業年度における人件費(基本給等+退職手当)のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

$$B_{(i)} = B_{(i-1)} \times \mu$$

μ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び為替変動分等を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。

基本給等 : 役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当等、在勤手当、諸支出金及び現地採用者給与等に相当する範囲の費用。

(2) 業務経費

各事業年度の業務経費物件費（C）、業務経費人件費（D）は、以下の式により決定する。

C_(i)：当該事業年度における業務経費物件費で次の式により算出する。

$$C_{(i)} = C_{(i-1)} \times \sigma$$

σ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

D_(i)：当該事業年度における人件費（基本給等＋退職手当）のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

$$D_{(i)} = D_{(i-1)} \times \mu$$

μ：人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び為替変動分等を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。

基本給等：役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当、在勤手当、諸支出金及び現地採用者給与等に相当する範囲の費用。

(3) 自己収入

各事業年度の自己収入は、以下の式により決定する。

各事業年度の自己収入の見積額 × θ（調整係数）

θ：自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。係数値の決定にあたっては、機構の経営努力による自己収入の増加に向けたインセンティブが作用するよう配慮し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

- ・ α（一般管理費物件費効率化係数）については、一般管理費を前年度比 3%の効率化を図る前提で試算。
- ・ β（一般管理費人件費・業務経費人件費効率化係数）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、5 年間で 5%以上を基本とする削減を図る前提で試算。
- ・ γ（業務経費物件費効率化係数）については、業務経費を前年度比 1%の効率化を図る前提で試算。
- ・ X（政策的経費）については、19 年度は 473,453 千円、20 年度は 383,739 千円、21 年度は 379,901 千円、22 年度は 376,102 千円として試算。

- ・ λ （退職手当）については、19年度は1,496,885千円、20年度は1,125,471千円、21年度は1,039,314千円、22年度は806,525千円として試算。
- ・ μ （人件費調整係数）については、各事業年度とも1として試算。
- ・ σ （消費者物価指数）については、19年度、20年度、21年度、22年度は $\pm 0\%$ として試算。
- ・ θ （自己収入調整係数）については、自己収入を各事業年度とも前年度比で1,000万円程度増加することを前提に試算。

以上